ＩＣＴ活用工事（土工・指定型）に関する特記仕様書　新旧対照表

旧	新
令和７年 10 月版 ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工・ＩＣＴ導入型） に関する特記仕様書 本工事は、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事を実施する工事である。ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、受発注者協議（別紙１）により確定する。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）とは、以下に示す(1)～(5)全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 ①　起工測量 ②　３次元設計データ作成 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ④　出来形管理等の施工管理 ⑤　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　起工測量 受注者は、以下の１）～８）、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。 なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の３次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ７）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 (2)　３次元設計データ作成	令和８年 10 月 ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~土工・~~ＩＣＴ導入~~指定型） に関する特記仕様書 本工事は、~~３次元データを活用するＩＣＴ活用工事を~~ＩＣＴ技術を活用して実施する工事である。ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、受発注者協議（別紙１）により確定する。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（土工・指定型）とは、以下に示す(1)～(5)全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 (1)　３次元起工測量 (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　３次元出来形管理等の施工管理 (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　３次元起工測量 受注者は、~~以下の１）～８）、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。~~工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元設計データ作成に必要な３次元起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下の１）～７）から手法を選択して行うものとする。 なお、発注者が提供する航空レーザ~~一~~測量等の３次元測量データを活用することで~~計測~~測量を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上~~型~~移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ６）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ~~８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ (2)　３次元設計データ作成

受注者は、(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。この３次元設計データと起工測量計測データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図は不要とする。	受注者は、(1)で取得した~~計測~~測量データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 この３次元設計データと３次元起工測量~~計測~~データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図は不要とする。
(3)　ＩＣＴ建設機械による施工	(3)　ＩＣＴ建設機械による施工
受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。	受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械~~を作業に応じて選択して~~により施工を実施する。
	１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械 建設機械の作業位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、設計データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、施工を実施する。
１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧブルドーザ ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、排土板を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。	~~１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧブルドーザ~~ ~~ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、排土板を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。~~
２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。	~~２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ~~ ~~バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。~~
(4)　出来形管理等の施工管理	(4)　３次元出来形管理等の施工管理
受注者は、(3)による工事の施工管理において、以下の１）～10）から選択して、面管理による出来形管理を行うものとする。	受注者は、(3)による工事の施工管理において、以下の１）～９）から選択して、面管理による出来形管理を行うものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/m２以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。
１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理	１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理	３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理	４）地上~~型~~移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理	５）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	６）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理	８）施工履歴データを用いた出来形管理

９）地上写真測量を用いた出来形管理 10）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理 (5)　３次元データの納品 ３次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、構造物等の施工がなく、土工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなす。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上しているが、対象範囲及び実施内容の協議に基づき、変更を行うものとする。 ２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、見積書（参考様式）を提出することとする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。 なお、起工測量においても、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。	９）地上写真測量を用いた出来形管理 ~~10）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理~~ (5)　３次元データの納品 ３次元~~施工~~出来形管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、構造物等の施工がなく、土工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、３次元出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなすことができる。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　~~１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上しているが、対象範囲及び実施内容の協議に基づき、変更を行うものとする。~~ ~~２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、見積書（参考様式）を提出することとする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。~~ ~~なお、起工測量においても、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。~~ ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、ＩＣＴ活用工事（土工・指定型）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上しているが、対象範囲及び実施内容の協議に基づき、変更を行うものとする。 (1)　３次元起工測量・３次元設計データ作成費 １）２）及び３次元設計データ作成費は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。このうち、３次元起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、それ以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるため、別途計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (2)　３次元出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等

	受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出することとする。発注者は、受注者から提出された見積書の妥当性を確認し、積算要領に基づき適切に費用を計上する。なお、見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等の積算計上は行わない。 また、積算計上の対象となる出来形管理は以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（中略）	（中略）
（法面工におけるＩＣＴ活用） 第５条　法面工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（法面工）に基づき実施するものとする。	~~（法面工におけるＩＣＴ活用）~~ ~~第５条　法面工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（法面工）に基づき実施するものとする。~~
（付帯構造物設置工におけるＩＣＴ活用） 第６条　付帯構造物設置工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）に基づき実施するものとする。	~~（付帯構造物設置工におけるＩＣＴ活用）~~ ~~第６条　付帯構造物設置工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）に基づき実施するものとする。~~
（後略）	（後略）

ＩＣＴ活用工事（土工・希望型）に関する特記仕様書　新旧対照表

旧	新
令和７年 10 月版 ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が「ＩＣＴ活用工事」を希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）とは、以下に示す(1)～(5)全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 (1)　起工測量 (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　出来形管理等の施工管理 (5)　３次元データの納品	令和８年 10 月版 ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~土工・~~受注者~~希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が~~「ＩＣＴ活用工事」を~~希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、~~３次元データを活用するＩＣＴ活用~~ＩＣＴ技術を活用して工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~土工・希望型）とは、以下に示す(1)～(3)の方法における各施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~土工・希望型）とは、以下に示す(1)～(3)~~全て~~の方法における各施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 ~~(1) 起工測量~~ ~~(2)　３次元設計データ作成~~ ~~(3)　ＩＣＴ建設機械による施工~~ ~~(4)　出来形管理等の施工管理~~ ~~(5)　３次元データの納品~~ (1) 全面活用型 下記①～⑤の施工プロセスの全ての段階において、第２条に示すＩＣＴ施工技術を活用する工事 ①　３次元起工測量 ②　３次元設計データ作成 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ④　３次元出来形管理等の施工管理 ⑤　３次元データの納品 (2) ステップアップ型 下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、第２条に示すＩＣＴ施工技術を活用する工事 ①　３次元起工測量（単点計測技術） ②　該当なし ③　ＩＣＴ建設機械による施工（２次元ＭＧ建設機械） ④　３次元出来形管理等の施工管理 ⑤　３次元データの納品

	(3) ファーストステップ型 下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、第２条に示すＩＣＴ施工技術を活用する工事 ① ３次元起工測量（単点計測技術） ② 該当なし ③ 該当なし ④ ３次元出来形管理等の施工管理 ⑤ ３次元データの納品
（ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1) 起工測量 受注者は、以下の１）～８)、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。 なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の３次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ７）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 (2) ３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。この３次元設計データと起工測量計測データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図は不要とする。 (3) ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。	（ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1) ３次元起工測量 受注者は、~~以下の１）～８)、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。~~工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元測量データを取得するために、以下１）～３）から選択して３次元起工測量を行うものとする。 ただし、(1)全面活用型において、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～３）のほか、以下４）～７）から選択して３次元起工測量を実施しても良い。 ~~なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の３次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。~~ １）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ２）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ３）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ４）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ５）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ７）地上~~型~~移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ~~８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ (2) ３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した~~計測~~測量データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 この３次元設計データと３次元起工測量~~計測~~データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図は不要とする。 (3) ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。全面活用型の場合、以下１）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施し、ステップアップ型の場合、以下２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧブルドーザ ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、排土板を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。 ２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。 (4)　出来形管理等の施工管理 受注者は、(3)による工事の施工管理において、以下の１）～10）から選択して、面管理による出来形管理を行うものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ８）施工履歴データを用いた出来形管理 ９）地上写真測量を用いた出来形管理 10）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理	１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械 ※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、設計データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、施工を実施する。 ２）２次元ＭＧ建設機械 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、施工を実施する。 ~~１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧブルドーザ~~ ~~ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、排土板を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。~~ ~~２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ~~ ~~バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いる。~~ (4)　３次元出来形管理等の施工管理 受注者は、(3)による工事の施工管理において、以下の１）～９）から選択して、面管理による出来形管理を行うものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/ｍ２以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ２）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ３）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ４）施工履歴データを用いた出来形管理 ５）地上写真測量を用いた出来形管理 ６）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ７）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ８）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ９）地上~~型~~移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ~~10）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理~~

(5)　３次元データの納品 ３次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、構造物等の施工がなく、土工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなす。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上する。 ２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、見積書（参考様式）をあわせて提出することとする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。 なお、起工測量においても、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。	(5)　３次元データの納品 ３次元~~施工~~出来形管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、構造物等の施工がなく、土工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、３次元出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなすことができる。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　~~１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上する。~~ ~~２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、見積書（参考様式）をあわせて提出することとする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。~~ ~~なお、起工測量においても、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。~~ ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（土工・希望型）積算要領、ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上する。 (1)　３次元起工測量・３次元設計データ作成費 １）２）及び３次元設計データ作成費は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。このうち、３次元起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、それ以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるため、別途計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (2)　３次元出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等 受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出することとする。発注者は、受注者から提出された見積書の妥当性を確認し、積算要領に基づき適切に費用を計上する。なお、見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等の積算計上は行わない。

（中略） （法面工におけるＩＣＴ活用） 第５条　　法面工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（法面工）に基づき実施するものとする。 （付帯構造物設置工におけるＩＣＴ活用） 第６条　　付帯構造物設置工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）に基づき実施するものとする。 （後略）	また、積算計上の対象となる出来形管理は以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （中略） ~~（法面工におけるＩＣＴ活用）~~ ~~第５条　　法面工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（法面工）に基づき実施するものとする。~~ ~~（付帯構造物設置工におけるＩＣＴ活用）~~ ~~第６条　　付帯構造物設置工において、３次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ＩＣＴ活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）に基づき実施するものとする。~~ （後略）

ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工・受注者希望型）に関する特記仕様書　新旧対照表

旧	新
令和７年 10 月版 ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が「ＩＣＴ活用工事」を希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）とは、以下に示す(1)～(5)全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 (1)　起工測量 (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　出来形管理等の施工管理 (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　起工測量 受注者は、以下の１）～８）、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。 なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の３次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。 また、地盤改良の前施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データを活用することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量	令和８年 10 月 ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が~~「ＩＣＴ活用工事」を~~希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、~~３次元データを活用するＩＣＴ活用~~ＩＣＴ技術を活用して、工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~地盤改良工）とは、以下に示す(1)～(5)~~全て~~の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 (1)　３次元起工測量 (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　３次元出来形管理等の施工管理 (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　３次元起工測量 受注者は、~~以下の１）～８）、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して３次元座標を取得し、計測データを作成する。~~工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元設計データ作成に必要な３次元起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下に示す１）～４）から選択して行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 また、地盤改良の関連施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 ~~なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の３次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。~~ ~~また、地盤改良の前施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データを活用することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。~~ １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ７）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 (2)　３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工(スラリー攪拌工)編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 １）３次元MGバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機 地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 ２）３次元MCまたは３次元MGバックホウ バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 (4)　出来形管理等の施工管理 （中略）	２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ６）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ~~８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ (2)　３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した~~計測~~測量データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）~~施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工(スラリー攪拌工)編）~~」で定義する地盤改良設計データのことを言う。 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械~~を作業に応じて選択して~~により施工を実施する。 ~~１）３次元MGバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機~~ ~~地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。~~ ~~２）３次元MCまたは３次元MGバックホウ~~ ~~バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。~~ １）３次元MG機能を持つ地盤改良機 ２）３次元MCまたは３次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業位置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 (4)　３次元出来形管理等の施工管理 （中略）

(5)　３次元データの納品 ３次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領に基づき費用を計上する。 ２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、起工測量において、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。 （中略） （監督・検査） 第６条　　ＩＣＴ活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表１及び	(5)　３次元データの納品 ３次元~~施工~~出来形管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　~~１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領、ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領に基づき費用を計上する。~~ ~~２．無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。~~ ~~なお、起工測量において、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。~~ ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、以下の積算要領に基づき費用を計上する。 ・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理工））積算要領 ・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領 ・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理工））積算要領 (3)　３次元起工測量・３次元設計データ作成費 １）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）及び３次元設計データ作成費は受注者の提出する見積により費用を計上する。このうち、３次元起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、それ以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるため、別途計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (4)　３次元出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等 「３次元出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等」は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 （中略） （監督・検査） 第６条　　ＩＣＴ活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表１及び

関連要領等に示すＩＣＴ活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

表１　ＩＣＴ活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書　施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	静岡県ＩＣＴ活用工事運用ガイドライン土工編（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（後略）

関連要領等に示すＩＣＴ活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

表１　ＩＣＴ活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書　施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	~~静岡県ＩＣＴ活用工事運用ガイドライン土工編（案）~~ ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（後略）

ＩＣＴ活用工事（舗装工・受注者希望型）に関する特記仕様書　新旧対照表

旧	新
令和７年 10 月版 ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が「ＩＣＴ活用工事」を希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工）とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。ただし、(1)、(4)の実施は、選択可能とし、実施しなくてもよい。 (1)　起工測量（希望する場合のみ実施） (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　出来形管理等の施工管理（希望する場合のみ実施） (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　起工測量（希望する場合のみ実施） 受注者は、以下に示す１）～５）から手法を選択して３次元座標を取得する。２）を用いる場合は、３次元データを作成しなくてもよい。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ４）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 (2)　３次元設計データ作成 受注者は、測量データと設計図書を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元	令和８年 10 月 ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~舗装工・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が~~「ＩＣＴ活用工事」を~~希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、~~３次元データを活用するＩＣＴ活用~~ＩＣＴ技術を活用して工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　ＩＣＴ活用工事（~~ＩＣＴ~~舗装工）とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。~~ただし、(1)、(4)の実施は、選択可能とし、実施しなくてもよい。~~ (1)　３次元起工測量~~（希望する場合のみ実施）~~ (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　３次元出来形管理等の施工管理~~（希望する場合のみ実施）~~ (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　３次元起工測量~~（希望する場合のみ実施）~~ ~~受注者は、以下に示す１）～５）から手法を選択して３次元座標を取得する。２）を用いる場合は、３次元データを作成しなくてもよい。~~ 受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元設計データ作成に必要な３次元起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下に示す１）～２）から選択して行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下３）～４）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）地上~~型~~移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ~~５）その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ (2)　３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した測量データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施

設計データを作成する。 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 １）３次元ＭＣモーターグレーダもしくは３次元ＭＣブルドーザ モーターグレーダもしくはブルドーザの排土板の位置･標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いる。 ２）ＭＣ路面切削システム 路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに取得し、設計データとの差分に基づき切削ドラムを自動制御する技術を用いる。 (4)　出来形管理等の施工管理（希望する場合のみ実施） 施工管理において、以下に示す１）～７）から選択して、出来形管理を行うものとする。２）、６）を用いる場合は、面管理を実施しなくてもよい。 １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ２）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ４）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ５）施工履歴データを用いた出来形管理 ６）地上写真測量を用いた出来形管理 ７）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理	工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械~~を作業に応じて選択して~~により施工を実施する。 ~~１）３次元ＭＣモーターグレーダもしくは３次元ＭＣブルドーザ~~ ~~モーターグレーダもしくはブルドーザの排土板の位置･標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いる。~~ ~~２）ＭＣ路面切削システム~~ ~~路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに取得し、設計データとの差分に基づき切削ドラムを自動制御する技術を用いる。~~ １）３次元ＭＣ建設機械 ※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業位置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 ただし、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。 (4)　３次元出来形管理等の施工管理~~（希望する場合のみ実施）~~ ~~施工管理において、以下に示す１）～７）から選択して、出来形管理を行うものとする。２）、６）を用いる場合は、面管理を実施しなくてもよい。~~ ~~１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~２）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理~~ ~~３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理~~ ~~４）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~５）施工履歴データを用いた出来形管理~~ ~~６）地上写真測量を用いた出来形管理~~ ~~７）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理~~ 受注者は(3)による工事の施工管理において、以下に示す１）～４）から選択して、面管理により出来形管理を行うものとする。ただし、３）～４）により実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/ｍ２以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。 １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(5)　３次元データの納品 ３次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、舗装工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなす。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工）積算要領に基づき費用を計上する。 ２．地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、受発注者協議（別紙１）提出時に、見積書（参考様式）をあわせて提出することする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。 なお、起工測量においても、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。	２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 (5)　３次元データの納品 ３次元~~施工~~出来形管理管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、舗装工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、３次元出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなすことができる。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　~~１．ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領、ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工）積算要領に基づき費用を計上する。~~ ~~２．地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、３次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。また、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等については、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、受発注者協議（別紙１）提出時に、見積書（参考様式）をあわせて提出することする。見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。~~ ~~なお、起工測量においても、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。~~ ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領に基づき費用を計上する。 (1)　３次元起工測量・３次元設計データ作成費 １）及び３次元設計データ作成費は技術調査課で定めた単価、２）は受注者の提出する見積により費用を計上する。。このうち、３次元起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、それ以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるため、別途計上は行わない。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (2)　３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等 受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出することとする。発注者は、受注者から提出された見積書の妥当性を確認し、積算要領に基づき適切に費用を計上する。なお、見積書の提出がない場合は、３次元データ出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等の積算計上は行わない。

（用語の定義）

第４条　　ＩＣＴ活用工事おいて、図面とは、設計図及び３次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（中略）

（監督・検査）

第６条　　ＩＣＴ活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表１及び関連要領等に示すＩＣＴ活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ただし、土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）において、工事規模の考え方は、中規模以上の工事の施工面積 10,000m2 以上を 2,000m2 以上に読み替える。

表１　ＩＣＴ活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書　施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（後略）

また、積算計上の対象となる出来形管理は以下の１）～２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（用語の定義）

第４条　　ＩＣＴ活用工事おいて、図面とは、設計図、３次元地形データ、３次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（中略）

（監督・検査）

第６条　　ＩＣＴ活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表１及び関連要領等に示すＩＣＴ活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ただし、土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）において、工事規模の考え方は、中規模以上の工事の施工面積 10,000m2 以上を 2,000m2 以上に読み替える。

表１　ＩＣＴ活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書　施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（後略）

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工）・受注者希望型）に関する特記仕様書　新旧対照表

旧	新
	令和８年 10 月 ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工）・受注者希望型） に関する特記仕様書 本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議（別紙１）によりＩＣＴ技術を活用して、工事を実施することができる。 なお、ＩＣＴ活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。 （定義） 第１条　　ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。 (1)　３次元起工測量 (2)　３次元設計データ作成 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 (4)　３次元出来形管理等の施工管理 (5)　３次元データの納品 （ＩＣＴ施工技術の具体的内容） 第２条　　ＩＣＴ活用工事は、ＩＣＴを活用して、以下の施工を実施する。 (1)　３次元起工測量 受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、３次元設計データ作成に必要な３次元起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下に示す１）～２）から選択して行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下３）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 (2)　３次元設計データ作成 受注者は、(1)で取得した測量データと設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 (3)　ＩＣＴ建設機械による施工 受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。 １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

	２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 ※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業位置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。 (4) ３次元出来形管理等の施工管理 受注者は(3)による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を行うものとする。 １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械を用いた場合 ①または②により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を行う ① トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ② 地上写真測量を用いた出来形管理 ２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合 ① 施工履歴データを用いた出来形管理 (5) ３次元データの納品 ３次元出来形管理管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の３次元計測を行い、計測点群データ（LAS 形式）をオンライン型電子納品システム（https://mycityconstruction.jp/）に登録し、原則として公開に設定するものとする。 なお、完成形状の３次元計測は、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。 また、舗装工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、３次元出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなすことができる。 （ＩＣＴ活用工事に関する経費） 第３条　ＩＣＴ活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領に基づき費用を計上する。 (1) ３次元起工測量・３次元設計データ作成費 １）及び３次元設計データ作成費は技術調査課で定めた単価、２）は受注者の提出する見積により費用を計上する。このうち、３次元起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。 なお、それ以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるため、別途計上は行わない。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (2) ３次元出来形管理費・３次元データ納品費、外注経費等

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びＴＳ等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

（用語の定義）

第４条　　ＩＣＴ活用工事において、図面とは、設計図、３次元地形データ、３次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（工事成績）

第５条　　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で１点加点する。

（監督・検査）

第６条　　ＩＣＴ活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表１及び関連要領等に示すＩＣＴ活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ただし、土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）において、工事規模の考え方は、中規模以上の工事の施工面積 10,000m2 以上を 2,000m2 以上に読み替える。

表１　ＩＣＴ活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書　施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（アンケート）

第７条　　工事完了後、以下のＵＲＬよりアンケートに回答する。

https://forms.gle/u4fN283k4dJtKCtg9

ＩＣＴ活用工事（土工・指定型）積算要領　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領

＜掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土・法面整形＞

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる土工（以下、土工（ＩＣＴ））に適用する。以下の ICT 建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

（中略）

なお、現場条件によって「２－１　機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

２．機械経費

２－１　機械経費

土工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①　掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014 年規制）山積 0.8m3（平積 0.6m3）吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

②　路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）、路床盛土（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
ブルドーザ	湿地・ＩＣＴ施工対応型・排出ガス対策型（2011 年	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（土工・指定型）積算要領

~~＜掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土・法面整形＞~~

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる土工（以下、土工（指定型））に適用する。以下のＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

（中略）

なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領」によるものとする。また、現場条件によって「２－１　機械経費」に示すＩＣＴ建設機械の規格よりも小さいＩＣＴ建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

２．機械経費

２－１　機械経費

土工（指定型）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①　掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014 年規制）~~山積~~バケット容量 0.8m3~~（平積 0.6m3）~~吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

②　路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）、路床盛土（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
ブルドーザ	湿地・ＩＣＴ施工対応型・排出ガス対策型（2011 年	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

	規制）・７ｔ級		
	湿地・ＩＣＴ施工対応型・排出ガス対策型（2011 年規制）・１６ｔ級	賃料にて計上	

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－２－１　賃料加算額

ＩＣＴ建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち賃料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

（２）路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）、路床盛土（ＩＣＴ）

対象建設機械：ブルドーザ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

	規制）・通称７ｔ級		
	湿地・ＩＣＴ施工対応型・排出ガス対策型（2011 年規制）・通称 16ｔ級	賃料にて計上	

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－２－１　賃料加算額

ＩＣＴ建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち賃料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／供用日

（２）路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）、路床盛土（ＩＣＴ）

対象建設機械：ブルドーザ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／供用日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として必要なシステム初期費については、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

~~３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~

３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

（１）費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上する。

	（２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項 ・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。
４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において，１ｍ間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。 １）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 ２）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。 なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。	４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 ~~（１）出来形管理の計測範囲において，１ｍ間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。~~ ~~１）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額~~ ~~２）受注者からの見積による金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額~~ ~~・共通仮設費率補正係数　：　1.2~~ ~~・現場管理費率補正係数　：　1.1~~ ~~上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。~~ ~~・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理~~ ~~・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。~~ ~~なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。~~ 出来形管理の計測範囲に対し、１ｍ間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、３次元データの納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。 （１）計上対象となる出来形管理手法

	以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （２）費用の計上方法 受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。 １）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法 ２）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 （３）留意事項 １）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。 ２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。 ①補正係数により算出した金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額 ②受注者からの見積の金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額
（中略）	（中略）
６．ＩＣＴ導入型における掘削の積算方法 掘削（ICT）は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ICT）［ICT建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 当初積算時に計上する施工数量は、全施工数量をICT 施工（掘削（ICT）［ICT建機使用割合100%］）により設計書に計上するものとする。 変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、掘削（ICT）［ICT建機使用割合 100%］と掘削（通常）を用いて積算するものとする。 （１）当初積算 ①施工数量の算出 全施工数量を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とする。	６．土工（指定型）における掘削の積算方法 掘削（ＩＣＴ）は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 当初積算時に計上する施工数量は、全施工数量をＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］）により設計書に計上するものとする。 変更積算は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］と掘削（通常）を用いて積算するものとする。 （１）当初積算 ①施工数量の算出 全施工数量をＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）の施工数量とする。

（２）変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の２５％を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。

７．受注者希望型における掘削の変更積算方法

受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

掘削（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

（１）変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認で

（２）変更積算

現場でのＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。

①ＩＣＴ土工にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出

ＩＣＴ建設機械による施工日数（使用台数）をＩＣＴ施工に要した全施工日数（ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。 なお、ＩＣＴ建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ＩＣＴ土工の全施工数量にＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値をＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。

なお、ＩＣＴ施工は実施しているが、ＩＣＴ建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のＩＣＴ建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25％を ＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。

~~７．受注者希望型における掘削の変更積算方法~~

~~受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。~~

~~掘削（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。~~

~~（１）変更積算~~

~~現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。~~

~~①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出~~

~~ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。~~

~~なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。~~

~~②変更施工数量の算出~~

~~ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。~~

~~ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。~~

~~なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建機使用割合相当とし、全施工数量の２５％を ICT 施工（掘削~~

きない場合は、従来の ICT 建機使用割合相当とし、全施工数量の２５％を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。

＜敷均し＞

１．適用範囲

３Ｄ－ＭＧ又は３Ｄ－ＭＣブルドーザによる締固めを行わない場合の養浜盛土における土の敷均し作業に適用する。

（中略）

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

対象建設機械：ブルドーザ

加算額：59,800 円／日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．作業日当り標準作業量

各作業の作業日当り標準作業量は、次表を標準とする。

機種	規格	単位	数量
ブルドーザ	排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 15ｔ級	m3	760
	排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 21ｔ級		1,090

~~（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。~~

＜敷均し＞

１．適用範囲

~~３Ｄ－ＭＧ又は３Ｄ－ＭＣブルドーザ~~本資料は、ＩＣＴによる締固めを行わない場合の養浜盛土における土の敷均し作業に適用する。

（中略）

２－２　作業日当り標準作業量

各作業の作業日当り標準作業量は、次表を標準とする。

機種	規格	単位	数量
ブルドーザ	排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 15ｔ級	m3	760
	排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 21ｔ級		1,090

２－３　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－３－１　損料加算額（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械）

ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

対象建設機械：ブルドーザ

費用：59,800 円／日

２－４　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－４－１　システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

~~３．作業日当り標準作業量~~

~~各作業の作業日当り標準作業量は、次表を標準とする。~~

~~機種~~	~~規格~~	~~単位~~	~~数量~~
~~ブルドーザ~~	~~排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 15ｔ級~~	~~m3~~	~~760~~
	~~排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 21ｔ級~~		~~1,090~~

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。	３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項 ・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。
４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。 １）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 ２）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。 なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。	４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 ~~（１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。~~ ~~１）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額~~ ~~２）受注者からの見積による金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額~~ ~~・共通仮設費率補正係数　：　1.2~~ ~~・現場管理費率補正係数　：　1.1~~ ~~上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。~~ ~~・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理~~ ~~・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。~~ ~~なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。~~

（中略）

６．単価表

（１）ブルドーザ敷均し　100m3 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ブルドーザ	ブルドーザ 排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 15ｔ級、普通 21ｔ級	日	100/D	３による
ＩＣＴ建設機械		日	100/D	３による

出来形管理の計測範囲に対し、１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、３次元データの納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。

（１）計上対象となる出来形管理手法

以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（２）費用の計上方法

受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。

１）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法

２）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

（３）留意事項

１）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。

２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。

①補正係数により算出した金額を計上する場合

補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額

②受注者からの見積の金額を計上する場合

補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額

（中略）

６．単価表

（１）ブルドーザ敷均し　100m3 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ブルドーザ	ブルドーザ 排出ガス対策型（第一次基準値）・普通 15ｔ級、普通 21ｔ級	日	100/D	2-2 による
ＩＣＴ建設機械		日	100/D	2-2 による

経費加算額				
諸雑費		式	1	

（注）Ｄ：日当り標準作業量

（後略）

経費加算額				
諸雑費		式	1	

（注）Ｄ：日当り標準作業量

（後略）

ＩＣＴ活用工事（土工・希望型）積算要領　新旧対照表

旧	新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（土工・希望型）積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる土工（以下、土工（希望型））に適用する。以下のＩＣＴ建設機械よりも大きいＩＣＴ建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準により行ってもよい。なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、別紙「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領」によるものとする。

２．機械経費

２－１　機械経費

土工（希望型）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」よるものとする。

③　土工（希望型）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型 （第３次基準値） バケット容量 0.45m3	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
バックホウ （クローラ型）	標準型・排出ガス対策型 （第２次基準値） バケット容量 0.28m3	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
小型バックホウ （クローラ型）	標準型・排出ガス対策型 （第２次基準値） バケット容量 0.13m3	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－２－１　損料加算額（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械）

ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）土工（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ

費用：5,470 円／供用日

２－２－２　損料加算額（２次元ＭＧ建設機械）

	ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 （１）土工（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 費用：1,820 円／供用日 （２）土工　小規模（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 費用：1,820 円／供用日 ※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ：「マシンガイダンス」の略称 ２－３　その他 ＩＣＴ建設機械経費等として必要な以下の各費用はＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含まれている。 ２－３－１　システム初期費（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械） 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用は、ＩＣＴ建設機械経費加算額に含んでいる。 ２－３－２　システム初期費（２次元ＭＧ建設機械） ＩＣＴ建設機械による施工を実施するにあたり必要となる、以下の費用は、ＩＣＴ建設機械経費加算額に含んでいる。 ・賃貸業者による施工業者への取扱説明 ・機械の貸出しおよび設定等に要するすべての費用 ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項

	・1）2）は技術調査課で定めた単価、3）4）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。 4．3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 出来形管理の計測範囲に対し、1m間隔以下（1点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、3次元データの納品を行った場合は、以下により「3次元出来形管理・3次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む)」を計上できるものとする。 （1）計上対象となる出来形管理手法 以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （2）費用の計上方法 受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。 1）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法 2）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 （3）留意事項 1）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。 2）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。 ①補正係数により算出した金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額 ②受注者からの見積の金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額 5．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第Ｉ編第２章　工事費の積算」及び「第Ｉ編第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。 6．土工（希望型）における掘削の変更積算方法

受注者からの提案・協議により　ＩＣＴ施工を実施した場合は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はＩＣＴ建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

掘削（ＩＣＴ）の変更積算は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

（１）変更積算

現場でのＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。

①ＩＣＴ土工にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出

ＩＣＴ建設機械による施工日数（使用台数）をＩＣＴ施工に要した全施工日数（ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。

なお、ＩＣＴ建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ＩＣＴ土工の全施工数量にＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値をＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量からＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。

なお、ＩＣＴ施工は実施しているが、ＩＣＴ建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のＩＣＴ建機使用割合相当とし、全施工数量の 25%をＩＣＴ施工（掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。

土工（受注者希望型）

１．施工歩掛

本施工歩掛は、ＩＣＴ活用工事（土工・希望型）に適用する。

(1) 土量の表示

すべて地山土量で表示する。

(2) 土質の区分

日当り施工量における土質は、次表のとおり区分する。

表１．１　土質区分

土　　質　　名	分　類　土　質　名
レキ質土、砂利混り土、レキ	レキ質土
砂	砂
砂質土、普通土、砂質ローム	砂質土
粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、粘土質ローム火山灰質粘性土、有機質土	粘性土
岩塊・玉石混り土、破砕岩	岩塊・玉石

１－１．オープンカット（バックホウ掘削）

(1) 日当り施工量

オープンカット（バックホウ掘削）の日当り施工量は、次表を標準とする。

表１．２　オープンカット（バックホウ掘削）日当り施工量

作業内容	名称	土質名	規格	単位	数量	
					障害	障害
オープンカット	バックホウ（クローラ型）運転	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	後方超小旋回型・超低騒音型排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	m3	169	83
		岩塊・玉石			129	64

１－２．片切掘削

(1) 日当り施工量

片切掘削の日当り施工量は、次表を標準とする。

表１．３　片切掘削（人力併用機械掘削）日当り施工量

作業内容	名称	土質名	規格	単位	数量
片切掘削	バックホウ（クローラ型）運転	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	後方超小旋回型・超低騒音型排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	m3	164

（注）１．本歩掛は掘削までとし、法面整形は含まない。
　　なお、法面整形は法面工（法面整形工）の機械による切土整形にて計上する。
　　２．上表にクレーン作業は含まない。

(2) 人力掘削歩掛

片切掘削（人力併用機械掘削）の人力掘削歩掛は、次表を標準とする。

表１．４　片切掘削（人力併用機械掘削）の人力掘削歩掛（100m3 当り）

名　　称	土　質　名	単　位	数　量
普通作業員	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	人	3.9

（注）本歩掛は掘削までとし、法面整形は含まない。
　　なお、法面整形は法面工（法面整形工）の機械による切土整形にて計上する。

１－３．法面整形工

(1) 日当り施工量

法面整形工（ＩＣＴ施工）の日当り施工量は、次表を標準とする。

表１．５　法面整形工日当り施工量

整形箇所	作業区分	土　　質	単位	数量

盛土部	削取り整形	レキ質土、礫及び砂質土・粘性土	m2	164
	築立（土羽）整形	レキ質土、礫及び砂質土・粘性土		104
切土部	切土整形	レキ質土、礫及び砂質土・粘性土		104
		軟岩（Ⅰ）		89

(2) 施工歩掛

1) 盛土法面整形

① 削取り整形

本歩掛は、築立（土羽）部を本体と同一材料（土）で同時に施工し、機械で法面部を削取りながら整形する場合に適用する。

表１．６　削取り整形歩掛（100m2 当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
土木一般世話役		人	0.24
普通作業員		人	0.36
バックホウ （クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	日	0.61

（注）本歩掛には、残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。

② 削取り整形

本歩掛は、土羽土部の敷均し・締固め及び整形を機械で行う場合に適用する。

表１．７　築立（土羽）整形歩掛（100m2 当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
土木一般世話役		人	0.44
普通作業員		人	0.47
バックホウ （クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	日	0.96

（注）１．本歩掛には、残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。

２．本歩掛には、土羽土の現場内小運搬（20m程度）及び残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。

2) 切土法面整形

① 切土整形

本歩掛は、機械による切土整形に適用する。

表１．８　切土整形歩掛（100m2 当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	
			レキ質土 砂及び砂質土	軟岩 （Ⅰ）

			粘性土	
土木一般世話役		人	0.49	0.65
普通作業員		人	0.40	0.56
バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	日	0.96	1.12

（注）１．本歩掛には、残土の積込み、運搬、ならびに法面保護は含まない。
２．片切掘削（人力併用機械掘削）の領域については、全面積に適用する。
３．一度法面整形を完成した後、局所的に侵食・崩壊を生じた場合、保護工を施工する前に行う整形作業（二次整形）を必要とする場合は、人力施工とする。

１－３．掘削積込作業及び積込作業（小規模）

(1) 日当り施工量

１か所あたりの施工土量が 100m3 以下の現場におけるバックホウによる掘削積込及び積込作業の日当り施工量は、次表を標準とする。

表１．９　掘削積込及び積込作業（小規模）日当り施工量

作業内容	名称	土質名	規格	単位	地山の掘削積込	ルーズな状態の積込
標準	バックホウ（クローラ型）運転	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	標準型 排出ガス対策型（第２次基準値） バケット容量 0.28m3	m3	40	45
上記以外			標準型 排出ガス対策型（第２次基準値） バケット容量 0.13m3		16	23

（注）作業内容における上記以外とは、構造物及び構造物等の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な箇所及び１箇所あたりの施工土量が 50m3 以下の箇所とする。

２．単価表

(1) オープンカット（バックホウ掘削）100m3 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	適　用
バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	日	100/D	表 1.2
諸　雑　費		式	1	（まるめ）
計				

（注）Ｄ：日当り施工量

ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる砂防土工（以下、砂防土工（ＩＣＴ））に適用する。

ＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・　掘削（砂防）（ＩＣＴ）

なお、現場条件によって「２－１　機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

２．機械経費

２－１　機械経費

土工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①　掘削（ＩＣＴ）、法面整形（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)山積　0.8m3(平積 0.6m3)吊能力 2.9ｔ	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）掘削（砂防）（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

（中略）

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる砂防土工（以下、砂防土工（ＩＣＴ））に適用する。

ＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・　掘削（砂防）（ＩＣＴ）

なお、現場条件によって「２－１　機械経費」に示すＩＣＴ建設機械の規格よりも小さいＩＣＴ建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積~~りを活用し~~により積算することとする。

２．機械経費

２－１　機械経費

砂防土工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①　掘削（砂防）（ＩＣＴ）~~掘削（ＩＣＴ）~~、法面整形（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)バケット容量~~山積~~0.8m3~~(平積 0.6m3)~~吊能力 2.9ｔ	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）掘削（砂防）（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／供用日

（中略）

２－３－１　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 ４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。 １）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 ２）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額	２－３－１　システム初期費 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ~~３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~ ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項 ・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。 ４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 ~~（１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。~~ ~~１）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額~~ ~~２）受注者からの見積による金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額~~

・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。 なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。	~~・共通仮設費率補正係数　：　1.2~~ ~~・現場管理費率補正係数　：　1.1~~ ~~上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。~~ ~~・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理~~ ~~・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。~~ ~~なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。~~ 出来形管理の計測範囲に対し、１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、３次元データの納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。 （１）計上対象となる出来形管理手法 以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （２）費用の計上方法 受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。 １）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法 ２）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 （３）留意事項 １）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。 ２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。 ①補正係数により算出した金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額

	②受注者からの見積の金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額
（中略）	（中略）
６．ＩＣＴ導入型における掘削の積算方法 掘削（砂防）（ICT）は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（ICT）［ICT建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 当初積算時に計上する施工数量は、全施工数量をICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT建機使用割合100%］）により設計書に計上するものとする。 変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、掘削（砂防）（ICT）［ICT建機使用割合 100%］と掘削（砂防）（通常）を用いて積算するものとする。 （１）当初積算 ①施工数量の算出 全施工数量を ICT 施工（掘削（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とする。 （２）変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 ①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。 ②変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の２５％を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。	６．ＩＣＴ指定型における掘削（砂防）（ＩＣＴ）の積算方法 掘削（砂防）（ＩＣＴ）は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 当初積算時に計上する施工数量は、全施工数量をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］）により設計書に計上するものとする。 変更積算は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］と掘削（砂防）（通常）を用いて積算するものとする。 （１）当初積算 ①施工数量の算出 全施工数量をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］）の施工数量とする。 （２）変更積算 現場での ＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。 ①砂防土工（ＩＣＴ）にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出 ＩＣＴ建設機械による施工日数（使用台数）をＩＣＴ施工に要した全施工日数（ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。 なお、ＩＣＴ建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。 ②変更施工数量の算出 砂防土工（ＩＣＴ）の全施工数量にＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量からＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。 ＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。 なお、ＩＣＴ施工は実施しているが、ＩＣＴ建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のＩＣＴ建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 50%をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。
７．受注者希望型における掘削の変更積算方法 受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 掘削（砂防）（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削	７．ＩＣＴ希望型における掘削（砂防）（ＩＣＴ）の変更積算方法 受注者からの提案・協議によりＩＣＴ施工を実施した場合は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はＩＣＴ建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 掘削（砂防）（ＩＣＴ）の変更積算は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削

（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 （１）変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 ①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。 ②変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建機使用割合相当とし、全施工数量の２５％を ICT 施工（掘削（砂防）（ICT）［ICT 建機使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。	（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。 （１）変更積算 現場でのＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。 ①砂防土工（ＩＣＴ）にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出 ＩＣＴ建設機械による施工日数（使用台数）をＩＣＴ施工に要した全施工日数（ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。 なお、ＩＣＴ建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。 ②変更施工数量の算出 砂防土工（ＩＣＴ）の全施工数量にＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ 建機使用割合100%］）の施工数量とし、全施工数量からＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。 ＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書共通編 第５章 数値基準等」によるものとする。 なお、ＩＣＴ施工は実施しているが、ＩＣＴ建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のＩＣＴ建設機械使用割合相当とし、全施工数量の50%をＩＣＴ施工（掘削（砂防）（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合100%］）により変更設計書に計上するものとする。

ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））積算要領

１．適用範囲

本資料は、３次元マシンガイダンス及びマシンコントロール技術を搭載したバックホウを用いて行う以下のいずれかに該当する作業土工（床掘工）に適用する。

・平均施工幅２m以上の土砂の掘削等である床掘り
・平均施工幅１m以上２m未満の土砂の掘削等である床掘り
・平均施工幅１m未満の土砂の掘削等である床掘り

２．機械経費

２－１　機械経費

作業土工（床掘工）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

① 平均施工幅２m以上の土砂の掘削等である床掘り

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014年規制）山積 0.8m3（平積 0.6m3）吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

② 平均施工幅１m以上２m未満の土砂の掘削等である床掘り
（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

１．適用範囲

本資料は、~~３次元マシンガイダンス及びマシンコントロール技術を搭載したバックホウ~~ＩＣＴ建設機械を用いて行う以下のいずれかに該当する作業土工（床掘工）に適用する。

・平均施工幅２m以上の土砂の掘削等である床掘り
・平均施工幅１m以上２m未満の土砂の掘削等である床掘り
・平均施工幅１m未満の土砂の掘削等である床掘り

２．機械経費

２－１　機械経費

２－１－１　機械経費（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械）

作業土工（床掘工）の積算で使用するＩＣＴ建設機械（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械）の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

① 平均施工幅２m以上の土砂の掘削等である床掘り

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	標準型・ＩＣＴ施工対応型・クレーン機能付き・超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制）~~山積~~バケット容量 0.8m3~~（平積 0.6m3）~~、吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

② 平均施工幅１m以上２m未満の土砂の掘削等である床掘り
~~（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）~~

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型・ＩＣＴ施工対応型・クレーン機能付き・超低騒音型、排出ガス対策型（~~第３次基準値~~ 2014年規制）~~山積~~バケット容量 0.45m3~~（平積 0.35m3）~~、吊	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

③　平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り
（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	後方超小旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）山積 0.28m3（平積 0.2m3）	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－２－１　賃料加算額

ＩＣＴ建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費の賃料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する

（１）平均施工幅２ｍ以上の土砂の掘削等である床掘り
対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）
費用：13,000 円/日

	能力 2.9t		

※２－１機械経費のうち、賃料にて計上するＩＣＴ施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

③　平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り
（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	後方超小旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）~~山積~~ バケット容量 0.28m3~~（平積 0.2m3）~~	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

２－１－２　機械経費（２次元ＭＧ建設機械）

作業土工（床掘工）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費（２次元ＭＧ建設機械）は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」により算定するものとする。

①　平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り
（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第３次基準値） バケット容量 0.45m3	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

②　平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り
（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	後方超小旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）バケット容量 0.28m3	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額を加算

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

２－２－１　賃料加算額（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械）

ＩＣＴ建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費の賃料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）平均施工幅２ｍ以上の土砂の掘削等である床掘り
対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）
費用：13,000 円/供用日

２－２－２　損料加算額 （中略） （１）作業土工（床掘）（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470 円／日　※システム初期費含む （２）平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470 円／日　※システム初期費含む	（２）平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ（ＩＣＴ施工対応型） 費用：13,000 円/供用日 ２－２－２　損料加算額（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械） （中略） ~~（１）作業土工（床掘）（ＩＣＴ）~~ ~~対象建設機械：バックホウ~~ ~~損料加算額：5,470 円／日　※システム初期費含む~~ （１）平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470 円／供用日　※システム初期費含む ２－２－３　損料加算額（２次元ＭＧ建設機械） ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器の賃貸費用とし、２－１機械経費の損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （１）平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：1,820 円／供用日　※システム初期費含む （２）平均施工幅１ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：1,820 円／供用日　※システム初期費含む
２－３　その他 ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 ２－３－１　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） （２）平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行	２－３　その他 ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 ２－３－１　システム初期費（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械） 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） （２）平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満の土砂の掘削等である床掘り ~~ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が~~

う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、前工事及び設計段階での３次元データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。	~~行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。~~ 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円／式 ※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣＴ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。 （中略） ２－３－２　システム初期費（２次元MG建設機械） ＩＣＴ建設機械による施工を実施するにあたり必要となる、以下の費用は、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含まれている。 （１）平均施工幅１m以上２m未満の土砂の掘削等である床掘り ＩＣＴ建設機械による施工を実施するにあたり必要となる、以下の費用は、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含まれている。 ・賃貸業者による施工業者への取扱説明 ・機械の貸出しおよび設定等に要するすべての費用 （２）平均施工幅１m未満の土砂の掘削等である床掘り ＩＣＴ建設機械による施工を実施するにあたり必要となる、以下の費用は、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含まれている。 ・賃貸業者による施工業者への取扱説明 ・機械の貸出しおよび設定等に要するすべての費用 ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ~~３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、前工事及び設計段階での３次元データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~ ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量

【参考】

１．各作業に使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表１．１　機種の選定

作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要
床掘り	施工幅１ｍ未満	バックホウ（クローラ型）	損料にて計上	後方超小旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）山積 0.28m3（平積 0.2m3）	
床掘り	施工幅 1m以上２ｍ未満	バックホウ（クローラ型）	損料にて計上	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）	

２．床掘作業

２－１　施工幅 1m未満

２－１－１　日当り施工量バックホウによる床掘作業の日当り施工量は、次表を標準とする。

表２．１　日当り施工量　（１日当り）

名称	規格	単位	数量
バックホウ（クローラ型）運転	後方超旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）山積 0.28m3（平積 0.2m3）	m3	34

（中略）

２－２　施工幅１ｍ以上２ｍ未満

２－２－１　日当り施工量

バックホウによる床掘り（作業土工）の日当り施工量は、次表を標準とする。

表２．３　日当り施工量　（1 日当り）

作業の内容	名称	土質名	規格	単位	摘要	
					障害	障害

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量

（３）留意事項

・上記の方法による起工測量の費用は、受注者の提出する見積により費用を計上する。

・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。

（中略）

【参考】

本施工歩掛は、３次元設計データを活用したＩＣＴ施工に適用する。

１．各作業に使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表１．１　機種の選定

作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要
床掘り	施工幅１ｍ未満	バックホウ（クローラ型）	損料にて計上	後方超小旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）~~山積~~バケット容量 0.28m3~~（平積 0.2m3）~~	
~~床掘り~~	~~施工幅 1m以上２ｍ未満~~	~~バックホウ（クローラ型）~~	~~損料にて計上~~	~~後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）~~	

２．床掘作業

２－１　施工幅 1m未満

２－１－１　日当り施工量バックホウによる床掘作業の日当り施工量は、次表を標準とする。

表２．１　日当り施工量　（１日当り）

名称	規格	単位	数量
バックホウ（クローラ型）運転	後方超旋回型・排出ガス対策型（第２次基準値）~~山積~~バケット容量 0.28m3~~（平積 0.2m3）~~	m3	34

（中略）

~~２－２　施工幅１ｍ以上２ｍ未満~~

~~２－２－１　日当り施工量~~

~~バックホウによる床掘り（作業土工）の日当り施工量は、次表を標準とする。~~

~~表２．３　日当り施工量　（1 日当り）~~

~~作業の内容~~	~~名称~~	~~土質名~~	~~規格~~	~~単位~~	~~摘要~~	
					~~障害~~	~~障害~~

					なし	あり
標準（平均１m以上２m未満）	バックホウ（クローラ型）運転施工幅 1m以上２m未満	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	後方超小旋回型・・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）	m3	163	109
		岩塊・玉石	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）	m3	119	76

（注）１．現場条件の内容

①床掘り（作業土工）

障害なし：（１）構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されないオープン掘削の場合。

（２）構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されない矢板のみの土留・仮締切工掘削の場合。

障害あり：（１）床掘作業において障害物等により施工条件に制限がある場合（例えば作業障害が多い場合）。

（２）土留・仮締切工の中に，切梁・腹起し又は基礎杭等の障害物がある場合。

②掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削作業を行う場合は障害ありを適用する。

③基面整正(床付面の整正作業)が必要な場合は，基面整正 100 ㎡当り普通作業員２人を別途 計上する。

２．上表にクレーン作業は含まない。

２－２－２ 補助労務

構造物等（共同溝を除く）の施工に当り土留方式により床掘作業を行う場合、土留材等に付着する土（土べら）及び腹起し・切梁・火打梁等により機械掘削出来ない箇所，小規模な湧水処理等の作業のため，普通作業員を計上する。

表２．４　床掘補助労務　（100m3 当り）

作業の種類	土留方式	名称	単位	単位
床掘り（作業土工）	自立式	普通作業員	人	34
	切梁腹起し方式	〃	〃	
	グランドアンカー方式	〃	〃	

３．　単価表

（１－１）バックホウ床掘 10m3 当り単価表（施工幅 1m未満）

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人		表 2.2

					~~なし~~	~~あり~~
~~標準（平均１m以上２m未満）~~	~~バックホウ（クローラ型）運転施工幅 1m以上２m未満~~	~~レキ質土・砂・砂質土・粘性土~~	~~後方超小旋回型・・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）~~	~~m3~~	~~163~~	~~109~~
		~~岩塊・玉石~~	~~後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）~~	~~m3~~	~~119~~	~~76~~

~~（注）１．現場条件の内容~~

~~①床掘り（作業土工）~~

~~障害なし：（１）構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されないオープン掘削の場合。~~

~~（２）構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されない矢板のみの土留・仮締切工掘削の場合。~~

~~障害あり：（１）床掘作業において障害物等により施工条件に制限がある場合（例えば作業障害が多い場合）。~~

~~（２）土留・仮締切工の中に，切梁・腹起し又は基礎杭等の障害物がある場合。~~

~~②掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削作業を行う場合は障害ありを適用する。~~

~~③基面整正(床付面の整正作業)が必要な場合は，基面整正 100 ㎡当り普通作業員２人を別途 計上する。~~

~~２．上表にクレーン作業は含まない。~~

~~２－２－２ 補助労務~~

~~構造物等（共同溝を除く）の施工に当り土留方式により床掘作業を行う場合、土留材等に付着する土（土べら）及び腹起し・切梁・火打梁等により機械掘削出来ない箇所，小規模な湧水処理等の作業のため，普通作業員を計上する。~~

~~表２．４　床掘補助労務　（100m3 当り）~~

~~作業の種類~~	~~土留方式~~	~~名称~~	~~単位~~	~~単位~~
~~床掘り（作業土工）~~	~~自立式~~	~~普通作業員~~	~~人~~	~~34~~
	~~切梁腹起し方式~~	~~〃~~	~~〃~~	
	~~グランドアンカー方式~~	~~〃~~	~~〃~~	

３．　単価表

（１~~－１~~）バックホウ床掘 10m3 当り単価表（施工幅 1m未満）

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人		表 2.2

バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型（第２次基準値）山積 0.28m3（平積 0.2m3）	日	10/D	表 2.1 機械損料
諸雑費		式	1	
計				

（注）D：日当り施工量

（１－２）バックホウ床掘 100m3 当り単価表（施工幅 1m以上２m未満）

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人		表 2.4
バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）	日	100/D	表 2.3 機械損料
諸雑費		式	1	
計				

（注）D：日当り施工量

（２）機械運転単価表

名称	規格	適用単価	数量
バックホウ （クローラ型）	後方超旋回型・ 排出ガス対策型（第２次基準値） 山積 0.28m3（平積 0.2m3）	機－33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械損料数量→1.59
〃	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型（第３次基準値） 山積 0.45m3（平積 0.35m3）	機－33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→44 機械損料数量→1.33

バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型（第２次基準値）~~山積~~バケット容量 0.28m3 ~~（平積 0.2m3）~~	日	10/D	表 2.1 機械損料
諸雑費		式	1	
計				

（注）D：日当り施工量

~~（１－２）バックホウ床掘 100m3 当り単価表（施工幅 1m以上２m未満）~~

~~名称~~	~~規格~~	~~単位~~	~~数量~~	~~摘要~~
~~普通作業員~~		~~人~~		~~表 2.4~~
~~バックホウ（クローラ型）運転~~	~~後方超小旋回型・超低騒音型~~ ~~排出ガス対策型（第３次基準値）山積 0.45m3（平積 0.35m3）~~	~~日~~	~~100/D~~	~~表 2.3~~ ~~機械損料~~
~~諸雑費~~		~~式~~	~~1~~	
~~計~~				

~~（注）D：日当り施工量~~

（２）機械運転単価表

名称	規格	適用単価	数量
バックホウ （クローラ型）	後方超旋回型・ 排出ガス対策型（第２次基準値） ~~山積~~バケット容量 0.28m3~~（平積 0.2m3）~~	機－33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械損料数量→1.59
~~〃~~	~~後方超小旋回型・超低騒音型~~ ~~排出ガス対策型（第３次基準値）~~ ~~山積 0.45m3（平積 0.35m3）~~	~~機－33~~	~~運転労務数量→1.00~~ ~~燃料消費量→44~~ ~~機械損料数量→1.33~~

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる地盤改良工（以下、地盤改良工（ＩＣＴ））のうち、バックホウ混合における安定処理（ＩＣＴ）に適用する。

ＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

（１）安定処理（ＩＣＴ）の適用範囲

現場条件によりスタビライザによる施工が出来ない路床改良工事のうち１層の混合深さが路床１ｍ以下における源一での混合作業、又は、及び構造物基礎の地盤改良工事で１層の混合深さが２ｍ以下における現位置での混合作業に適用する。

なお、固化材はセメント系のみとし、路床改良における適用可能な現場条件とは次のいずれかに該当する箇所とする。

①　施工現場が狭隘な場合

②　転石がある場合

③　移設出来ない埋設物がある場合

２．機械経費

２－１　機械経費

地盤改良工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

安定処理（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)]山積　0.5m3(平積 0.4m3)吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)]山積　0.8m3(平	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる地盤改良工（以下、地盤改良工（ＩＣＴ））のうち、バックホウ混合における安定処理（ＩＣＴ）に適用する。

ＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

（１）安定処理（ＩＣＴ）の適用範囲

現場条件によりスタビライザによる施工が出来ない路床改良工事のうち１層の混合深さが路床１ｍ以下における~~源一~~現位置での混合作業、又は、~~及び~~構造物基礎の地盤改良工事で１層の混合深さが２ｍ以下における現位置での混合作業に適用する。

なお、固化材は石灰やセメント系~~のみとし、~~にかかわらず適用できる。

ただし、路床改良工事における適用可能な現場条件とは次の~~いず~~何れかに該当する箇所とする。

①　施工現場が狭隘な場合

②　転石がある場合

③　移設出来ない埋設物がある場合

２．機械経費

２－１　機械経費

地盤改良工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

安定処理（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)]バケット容量 0.5m3~~(平積 0.4m3)~~ 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014 年規制)]バケット容量	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

		積 0.6m3)吊能力 2.9t		

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）安定処理（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ

加算額：41,000 円／日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

		0.8m3~~(平積 0.6m3)~~ 吊能力 2.9t		

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）安定処理（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ

加算額：41,000 円／供用日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

~~３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~

３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

（１）費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上する。

（２）費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合

・発注者が貸与した３次元データを活用する場合

・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合

１）空中写真測量（無人航空機）による起工測量

２）地上型レーザースキャナーによる起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量

（後略）	（３）留意事項 ・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。 （後略）

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領　新旧対照表

旧

令和７年10月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

（中略）

③スラリー撹拌工（ＩＣＴ）二軸施工（変位低減型）

ＩＣＴ建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）3m超え 10m以下	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）10m 超え 20m以下		
	二軸式 70～90kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）20m 超え 30m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）30m 超え 40m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 20m	杭径 1,600mm 打設長（L）3m 超え 20m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 26m	杭径 1,600mm 打設長（L）20m 超え 26m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 36m	杭径 1,600mm 打設長（L）26m 超え 36m以下		

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

新

令和８年10月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（スラリー撹拌工））積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

（中略）

③スラリー撹拌工（ＩＣＴ）二軸施工（変位低減型）

ＩＣＴ建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）3m超え 10m以下	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）10m 超え 20m以下		
	二軸式 75～90kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）20m 超え 30m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径 1,000mm 打設長（L）30m 超え 40m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 20m	杭径 1,600mm 打設長（L）3m 超え 20m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 26m	杭径 1,600mm 打設長（L）20m 超え 26m以下		
	二軸式 90kW ×2 最大施工 深度 36m	杭径 1,600mm 打設長（L）26m 超え 36m以下		

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）スラリー撹拌工（ＩＣＴ） 対象建設機械：深層混合処理機スラリー式 加算額：48,000 円／日 （中略） ２－３－１　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 （後略）	（１）スラリー撹拌工（ＩＣＴ） 対象建設機械：深層混合処理機スラリー式 加算額：48,000 円／供用日 （中略） ２－３－１　システム初期費 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ~~３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~ ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項 ・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。 （後略）

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領　新旧対照表

旧

令和７年10月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

中層混合処理工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

中層混合処理工（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
中層混合 処理機 トレンチャ式	［ベースマシン］ 20t(山積 0.8m3)級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）5m ［施工管理装置］ 1ピースブーム用	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費 加算額は別途計上
	［ベースマシン］ 30t(山積 1.4m3)級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）8m ［施工管理装置］ 1ピースブーム用		
	［ベースマシン］ 40t(山積 1.9m3)級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）10m ［施工管理装置］		

新

令和８年10月

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

中層混合処理工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

中層混合処理工（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
中層混合 処理機 トレンチャ式	［ベースマシン］ 通称 20t（~~山積~~バケット容量 0.8m3）級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）5m ［施工管理装置］ 1ピースブーム用 （第１ブーム用） 施工幅 0～6,400mm 施工深さ 0～10,000mm	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費 加算額は別途計上
	［ベースマシン］ 通称 30t（~~山積~~バケット容量 1.4m3）級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）8m ［施工管理装置］ 1ピースブーム用 （第１ブーム用） 施工幅 0～6,400mm 施工深さ 0～10,000mm		
	［ベースマシン］ 通称 40t（~~山積~~バケット容量 1.9m3）級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）10m		

	1 ピースブーム用				［施工管理装置］ 1 ピースブーム用 （第１ブーム用） 施工幅 0～6,400㎜ 施工深さ 0～10,000㎜		
	［ベースマシン］ 40t(山積 1.9m3)級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）13m ［施工管理装置］ 2 ピースブーム用				［ベースマシン］ 通称 40t（~~山積~~バケット容量 1.9m3）級バックホウ ［撹拌混合装置］ 改良深度（標準）13m ［施工管理装置］ ２ピースブーム用 （第１ブーム＋第２ブーム用） 施工幅 0～6,500㎜ 施工深さ 0～13,000㎜		

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）中層混合処理工（ＩＣＴ）
　　対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式
　　加算額：48,000 円／日

２－３　その他
　ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。
２－３－１　システム初期費
　ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（１）　中層混合処理（ＩＣＴ）
　　対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式
　　費用：1,150,000 円／式
　　※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣＴ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）中層混合処理工（ＩＣＴ）
　　対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式
　　加算額：48,000 円／供用日

２－３　その他
　ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。
２－３－１　システム初期費
　賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。
（１）　中層混合処理工（ＩＣＴ）
　　対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式
　　費用：1,150,000 円／式
　　※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣＴ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

<table>
<tr>
<td>
３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

（中略）

６．土木工事標準積算基準書に対する補正
６－１　作業日当り標準作業量の補正
中層混合処理工（ＩＣＴ）を実施する場合、標準日当り作業量は、積算基準によるものとする。※変更積算については実際にＩＣＴ施工による数量についてのみ補正するものとする。
６－２　単価表の補正
積算基準の「６．単価表（１）中層混合処理工１００m3 当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>指定事項</th></tr>
<tr><td>ＩＣＴ建設機械経費加算額</td><td></td><td>日</td><td>100/Ｄ</td><td>機械賃料数量
1.68</td></tr>
</table>
（注）Ｄ：１日当り作業量（m3／日）

７．諸雑費
中層混合処理工（ＩＣＴ）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ＩＣＴ建設機械経費加算額は含めない。
</td>
<td>
~~３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~
３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。
（１）費用の計上方法
共通仮設費の技術管理費に計上する。
（２）費用を計上しない場合
以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。
・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合
・発注者が貸与した３次元データを活用する場合
・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合
１）空中写真測量（無人航空機）による起工測量
２）地上型レーザースキャナーによる起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量
（３）留意事項
・１）２）は技術調査課で定めた単価、３）４）は受注者の提出する見積により費用を計上する。
・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。

（中略）

~~６．土木工事標準積算基準書に対する補正~~
~~６－１　作業日当り標準作業量の補正~~
~~中層混合処理工（ＩＣＴ）を実施する場合、標準日当り作業量は、積算基準によるものとする。※変更積算については実際にＩＣＴ施工による数量についてのみ補正するものとする。~~
~~６－２　単価表の補正~~
~~積算基準の「６．単価表（１）中層混合処理工１００m3 当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。~~
<table>
<tr><th>~~名称~~</th><th>~~規格~~</th><th>~~単位~~</th><th>~~数量~~</th><th>~~指定事項~~</th></tr>
<tr><td>~~ＩＣＴ建設機械経費加算額~~</td><td></td><td>~~日~~</td><td>~~100/Ｄ~~</td><td>~~機械賃料数量~~
~~1.68~~</td></tr>
</table>
~~（注）Ｄ：１日当り作業量（m3／日）~~

~~７．諸雑費~~
~~中層混合処理工（ＩＣＴ）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ＩＣＴ建設機械経費加算額は含めない。~~
</td>
</tr>
</table>

ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

舗装工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

① 不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部（Ｉ ＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型（2014 年規制）･ブレード幅３．１ｍ	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費で示すＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部（ＩＣＴ）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000 円／日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（１）不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象機械：モータグレーダ

623,000 円／式

※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣ

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

（中略）

２．機械経費

２－１　機械経費

舗装工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

② 不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部（Ｉ ＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型（2014 年規制）･ブレード幅3.1ｍ	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費で示すＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（１）不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部（ＩＣＴ）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000 円／供用日

２－３　その他

ＩＣＴ建設機械経費等として必要なシステム初期費については、以下の~~各経費~~費用を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１　システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（１）不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

対象機械：モータグレーダ

623,000 円／式

Ｔ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。	※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣＴ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。
３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。	３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。~~共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~ （１）費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合 １）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量 （３）留意事項 ・１）は技術調査課で定めた単価、２）は受注者の提出する見積により費用を計上する。 ・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。
４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。 １）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 ２）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。	４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 ~~（１）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。~~ ~~１）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額~~ ~~２）受注者からの見積による金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額~~ ~~・共通仮設費率補正係数　：　1.2~~ ~~・現場管理費率補正係数　：　1.1~~ ~~上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。~~ ~~・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~ ~~また，受注者から見積りの提出がない場合は，３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。~~

なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。 （後略）	~~なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用，外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。~~ 出来形管理の計測範囲に対し、１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、３次元データの納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む)」を計上できるものとする。 （１）計上対象となる出来形管理手法 以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。 １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （２）費用の計上方法 受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。 １）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法 ２）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方　法 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 （３）留意事項 １）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。 ２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。 ①補正係数により算出した金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額 ②受注者からの見積の金額を計上する場合 補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額 （後略）

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））　新旧対照表

旧

令和７年 10 月

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

１．適用範囲

本資料は，ＩＣＴによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（ＩＣＴ））のうち、ＩＣＴ路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

・切削オーバーレイ工

・路面切削工

１－１適用できる範囲

（１）　アスファルト混合物が購入方式の場合

（２）　施工箇所が車道・路肩部の場合

（３）　切削作業がストレートアスファルト、改質アスファルトの場合

１－２適用できない範囲

（１）アスファルト混合物がプラント方式の場合

（２）複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合

（３）施工箇所が歩道部の場合

（４）排水性舗装（ポーラスアスファルト，開粒度アスファルト）の切削，又は特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合

（５）排水性舗装の舗設，又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合

（６）シックリフト工法，ＱＲＰ工法等特殊な工法の場合

（７）路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合

（８）平均切削深さが 12cm を超えるもの

２．機械経費

２－１　機械経費

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考

新

令和８年 10 月

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

１．適用範囲

本資料は，ＩＣＴによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（ＩＣＴ））のうち、ＩＣＴ路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

・切削オーバーレイ工（ＩＣＴ）

・路面切削工

１－１適用できる範囲

（１）　アスファルト混合物が購入方式の場合

（２）　施工箇所が車道・路肩部の場合

（３）　切削作業がストレートアスファルト，改質アスファルトの場合

（４）　切削作業の対象が排水性舗装（ポーラスアスファルト，開粒度アスファルト）で，既設導水パイプの撤去を含まない場合

１－２適用できない範囲

（１）　アスファルト混合物がプラント方式の場合

（２）　複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合

（３）　施工箇所が歩道部の場合

（４）　~~排水性舗装（ポーラスアスファルト，開粒度アスファルト）の切削，又は~~特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合

（５）　排水性舗装（ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト）の切削において，路面切削機にて導水パイプを舗装版とまとめて切削する場合

（６）　排水性舗装の舗設，又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合

（７）　シックリフト工法，ＱＲＰ工法等特殊な工法の場合

（８）　路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合

（９）　平均切削深さが 12cm を超えるもの

２．機械経費

２－１　機械経費

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

①切削オーバーレイ工（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考

路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型(2014 年規制) 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）
対象建設機械：路面切削機
加算額：20,000 円／日

２－３　その他
ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。
２－３－１　システム初期費
ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用
３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型(2014 年規制) 切削幅 2.0m×深さ 0.23m （切削管理システム）ＩＣＴ施工用	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

②路面切削工

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型（第３次基準値）切削幅 2.0m×深さ 0.23m	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上

２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額

（中略）

（１）舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）
①切削オーバーレイ工（ＩＣＴ）
対象建設機械：路面切削機
加算額：13,000 円／供用日
※地上の基準局・管理局の賃貸費用，建設機械に取付ける各種機器は２－１機械経費で示す「(切削管理システム）ＩＣＴ施工用」損料にて計上する。
②路面切削工
対象建設機械：路面切削機
加算額：20,000 円／供用日
２－３　その他
ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。
２－３－１　システム初期費
賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

（中略）

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用
３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。
（１）費用の計上方法
共通仮設費の技術管理費に計上する。
（２）費用を計上しない場合
以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

左側

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

（中略）

６．土木工事標準積算基準書に対する補正

６－１　単価表の補正（切削オーバーレイ工）

積算基準の「９．単価表（２）機械運転単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	100/D	7cm 以下　一層舗設 機械賃料数量　1.28 7cm を超え 12cm 以下　一層舗設 機械賃料数量　1.28 7cm を超え 12cm 以下　二層舗設 機械賃料数量　1.28

（注）Ｄ：１日当り作業量（m2／日）

６－２　単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり積算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	100/D	6cm 以下 機械賃料数量　1.56 6cm を超え 12cm 以下 機械賃料数量　1.38

（注）Ｄ：１日当り作業量（m2／日）

７．諸雑費

右側

・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合

・発注者が貸与した３次元データを活用する場合

・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合

１）地上型レーザースキャナーによる起工測量

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量

（３）留意事項

・１）は技術調査課で定めた単価、２）は受注者の提出する見積により費用を計上する。

・上記以外の方法による起工測量の費用は、共通仮設費及び現場管理費に含む。

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びＴＳ等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

（中略）

６．土木工事標準積算基準書に対する補正

~~６－１　単価表の補正（切削オーバーレイ工）~~

~~積算基準の「９．単価表（２）機械運転単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。~~

~~名称~~	~~規格~~	~~単位~~	~~数量~~	~~指定事項~~
~~ＩＣＴ建設機械経費加算額~~		~~日~~	~~100/D~~	~~7cm 以下　一層舗設~~ ~~機械賃料数量　1.28~~ ~~7cm を超え 12cm 以下　一層舗設~~ ~~機械賃料数量　1.28~~ ~~7cm を超え 12cm 以下　二層舗設~~ ~~機械賃料数量　1.28~~

~~（注）Ｄ：１日当り作業量（m2／日）~~

６－~~２~~１　単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ＩＣＴ建設機械経費加算額」を以下のとおり積算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ＩＣＴ建設機械経費加算額 （路面切削工）		日	100/D	6cm 以下 機械賃料数量　1.56 6cm を超え 12cm 以下 機械賃料数量　1.38

（注）Ｄ：１日当り作業量（m2／日）

~~７．諸雑費~~

舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）を実施する場合，諸雑費率を乗じる合計額に、ＩＣＴ建設機械経費加算額は含めない。	~~舗装工（修繕工）（ＩＣＴ）を実施する場合，諸雑費率を乗じる合計額に、ＩＣＴ建設機械経費加算額は含めない。~~

ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）積算要領　新旧対照表

旧	新
令和７年10月 ＩＣＴ活用工事（バックホウ浚渫船）積算要領 （中略） ２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （１）バックホウ浚渫船（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ浚渫船 損料加算額：41,000円／日 ２－３　その他 ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 ２－３－１　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 ４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用	令和８年10月 ＩＣＴ活用工事（バックホウ浚渫船）積算要領 （中略） ２－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 ＩＣＴ建設機械経費加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （１）バックホウ浚渫船（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ浚渫船 損料加算額：41,000円／供用日 ２－３　その他 ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 ２－３－１　システム初期費 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び~~賃貸業者が行う~~施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 （中略） ３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。~~共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。~~ （１）費用の計上方法 受注者の提出する見積により共通仮設費の技術管理費に計上する。 （２）費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合 ４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（1）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。 １）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 ２）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。 ・音響測深機器を用いた出来形管理 また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。 なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。	~~（1）出来形管理の計測範囲において，１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い，３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し，出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し，３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については，以下のとおりである。~~ ~~１）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額~~ ~~２）受注者からの見積による金額を計上する場合~~ ~~補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額~~ ~~・共通仮設費率補正係数　：　1.2~~ ~~・現場管理費率補正係数　：　1.1~~ ~~上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，それ以外の出来形管理等の費用は，共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため，別途計上は行わない。~~ ~~・音響測深機器を用いた出来形管理~~ ~~また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。~~ ~~なお，「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については，当初設計では計上しない。~~ 出来形管理の計測範囲に対し、１m間隔以下（１点／m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を実施し、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、３次元データの納品を行った場合は、以下により「３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。 （1）計上対象となる出来形管理手法 以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 （2）費用の計上方法 受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。 １）受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法 ２）官積における共通仮設費率および現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 （3）留意事項 １）当初積算においては、当該費用は計上しない。受注者からの見積書、または官積による補正係数により、費用を計上する。 ２）費用を計上する際は、以下により金額を決定する。

<table>
<tr>
<td>

（中略）

６．土木工事標準積算基準書に対する補正
６－１　浚渫能力の補正
積算基準の「４．浚渫船の運転、４－１　浚渫能力（単位時間当り浚渫量）」の記述により算出されるＱ（バックホウ浚渫船１時間当たり浚渫量）については、これに 1.05 を乗じる。（小数第２位止め、四捨五入）
※変更積算においては実際に ICT 施工により数量についてのみ補正するものとする。

Ｑ＝４７．８q×α×E×β
Ｑ:バックホウ浚渫船１時間当り浚渫量（m3／h）
ｑ:バックホウバケット容積（m3）
α：土質係数
Ｅ：作業係数
β：補正率（１．０５）
６－２　単価表の補正
積算基準の「７．単価表（５）機械運転単価表のバックホウ浚渫船」にて、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	適用
ＩＣＴ建設機械経費加算額		供用日	1.51	賃料

</td>
<td>

①補正係数により算出した金額を計上する場合
補正係数により算出された金額　＜　受注者提出の見積金額
②受注者からの見積の金額を計上する場合
補正係数により算出された金額　＞　受注者提出の見積金額

（中略）

~~６．土木工事標準積算基準書に対する補正~~
~~６－１　浚渫能力の補正~~
~~積算基準の「４．浚渫船の運転、４－１　浚渫能力（単位時間当り浚渫量）」の記述により算出されるＱ（バックホウ浚渫船１時間当たり浚渫量）については、これに 1.05 を乗じる。（小数第２位止め、四捨五入）~~
~~※変更積算においては実際に ICT 施工により数量についてのみ補正するものとする。~~

~~Ｑ＝４７．８q×α×E×β~~
~~Ｑ:バックホウ浚渫船１時間当り浚渫量（m3／h）~~
~~ｑ:バックホウバケット容積（m3）~~
~~α：土質係数~~
~~Ｅ：作業係数~~
~~β：補正率（１．０５）~~
~~６－２　単価表の補正~~
~~積算基準の「７．単価表（５）機械運転単価表のバックホウ浚渫船」にて、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。~~

~~名称~~	~~規格~~	~~単位~~	~~数量~~	~~適用~~
~~ＩＣＴ建設機械経費加算額~~		~~供用日~~	~~1.51~~	~~賃料~~

</td>
</tr>
</table>